



discussion Debevoise & Plimpton
座談会 デビボイス・アンド・プリンプトン

米国規制当局の動向と 日本企業への影響

メアリー・ジョー・ホワイト
ニューヨーク州弁護士 (前SEC委員長)

エズラ・ボルト
外国法事務弁護士
(原資格国: 米国ニューヨーク州)

ヘレン・キャントウェル
ニューヨーク州弁護士

青山直美
弁護士・ニューヨーク州弁護士

Debevoise & Plimpton

1931年にニューヨークで設立。60年以上前から日本企業にも法的助言を行い、世界各地における各種案件に携わる。オフィス所在地は、ワシントンD.C.、ロンドン、パリ、フランクフルト、モスクワ、香港、上海、東京。



危機管理対応グループ (Strategic Crisis Response and Solutions Group) の詳細はウェブページをご覧ください。

<http://www.debevoise.com/news/2017/04/debevoise-launches-strategic-crisis-response>

制作/レクシスネクシス・ジャパン広告出版部

米国証券取引規制

キャントウェル ホワイトさんは、年初めまで、米国証券取引委員会(SEC)委員長を歴代最長となる4年近く務めましたね。その間各国の規制当局の国際的な影響についてどのように考えていましたか。

ホワイト SEC委員長として各国の証券規制当局者と接する機会が多くありました。特に10年程前の金融危機以来、各国の証券・金融当局は経済の安定を図るため、FSB(金融安定理事会)を通じてより緊密な連携をとりながらさまざまな問題に対処するようになってきました。

キャントウェル 米国でも国際的な証券規制違反を摘発する事例が増加しています。

ホワイト はい。そのためにも各国の規制当局の協力は欠かせないものとなっており、この傾向が続く限り重要性を増していくものと思われれます。この国際協力は主にIOSCO(証券監督者国際機構)の多国間覚書に基づいて行われています。

米国規制の留意点

ボルト 日本企業が留意すべき点として、米国の規制にはどのような特徴があるでしょうか。

ホワイト まず挙げられるのは、米国では不正行為の内部通報者を保護するシステムが極めてよく整っているという事です。ドッド・フランク法は、違反行為の摘発につながった情報の提供者に報奨金を付与することを定めています。このルールは日本企業の従業員にも適用され得るものです。また、米国外への適用はないかもしれませんが、内部通報を行った者に対する不利益取扱いの禁止も法律上定められています。

キャントウェル もう一つ注意してほしいのは、米国法上は子会社の不正行為について親会社が責任を問われ得るということです。商社等幅広い投資を行う形態の日本企業は、多様な子会社を世界各地に有することとなり、これは非常に大きな法的リスクとなり得ます。特に、子会社から不適切・十分な報告しかなされてない場合は要注意です。

予防対策

青山 米国の規制を念頭に置いたとき、日本企業がとるべき対策として一番重要なことは何でしょうか。

ホワイト 子会社も含めすべての事業活動について米国法を遵守しているかどうかを常にチェックし、遵守を促すことを業務とする担当者・担当グループを置くことだと思います。米国当局は、企業が事業遂行機能と法令遵守機能を統合した形で併せ持つことをますます要求するようになっていきます。

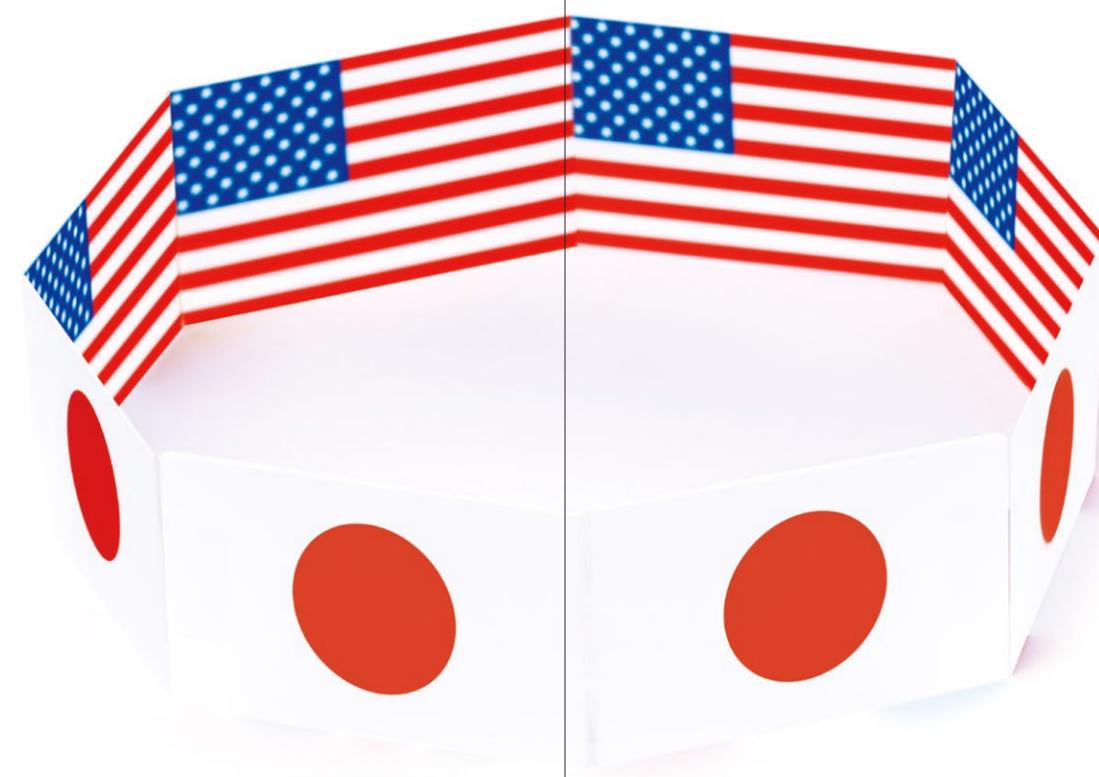
キャントウェル ビジネスとコンプライアンスがばらばらではなく、ビ

ネスを行うのと同時並行的に、シームレスな形でコンプライアンスが達成されていくようなシステムを整えることが求められるということですね。

ホワイト はい。そのためには企業はしっかりとしたコンプライアンス部門を持たなければなりませんし、全従業員に対してコンプライアンス部門の業務について周知を徹底し、コンプライアンス部門が事業遂行に不可欠な要員であると全従業員に認識してもらうことが必要です。

緊急時・事後対応

ボルト 万一問題が発生してしまった場合はどうすればよいでしょうか。何



各案件の内容的、地域的な多様性に応じて、
知見のある弁護士で構成されるチームが
適切かつ迅速に業務に当たることは、
日本の企業にも役立つサービス —— Ezra Borut



エズラ・ボルト 外国法事務弁護士(原資格国: 米国ニューヨーク州)
主な業務分野はM&A、合併事業設立など。複数回にわたり日本在住経験があり、
16年8月よりデビボイス・アンド・プリンプトン外国法共同事業法律事務所。

企業が陥る典型的な問題としては、贈賄の疑い (Foreign Corrupt Practices Act 違反) の文書等の提出命令を受けてしまうという事例があります。もちろん、他の法令違反もありますが、当局はFCPA違反の摘発に常に力を注いでいるようです。
キャントウェル そういう問題への対処法としては、先ほどお話しに出ましたコンプライアンス・プログラムの増強を図ることが最も効果的でしょう。法務部・コンプライアンス部門は法令の改正や当局の動向等に十分に注意を払い、常に最新の情報を入手しておくことが必要です。そのためには米国の法律事務所への助けを借りることもできるでしょう。
ボルト クライアントが日本企業である場合に特に注意していることはありますか。
ホワイト 日本企業のビジネスのやり方、社内でのコンセンサスの形成の仕方など、欧米の企業とは異なる面があること、問題への対処の仕方においても文化的な違いや習慣の違いがあることを踏まえ、欧米等の規制当局の出方、効果的な対処法、交渉方法などをよりよく理解してもらえようように

努めています。
青山 そのためにも日本の関係する案件にはデビボイスの東京オフィス
の弁護士・外国法事務弁護士が加わるようにしています。
キャントウェル 他にもデビボイスには日本在住経験のある欧米の弁護士が何人もいるので、彼らに加わってその知見を活かせるのはよいですね。それ以外の弁護士も、私もそうですが、頻繁に日本を訪れて直接クライアントと会う機会を多く持つようになっています。
ボルト そのお陰で東京オフィスに居ながらにしてニューヨーク、ロンドン、香港など他のオフィスの同僚たちと頻繁に会えるのは嬉しいですね。事務所内の意思疎通も密になり、よりよいクライアントサービスにつながります。
ホワイト 日本の法律事務所も重要です。国際的な案件が多く、日本の弁護士の方々の協働が欠かせません。デビボイスは、日本の複数の法律事務所の大勢の弁護士の皆様とも密な関係を築くことができていると思います。これからの、ますます発展させていかなければなりません。



欧米等の規制当局の出方、効果的な対処法、
交渉方法など日本に関係する案件には
東京オフィスの弁護士・外国法事務弁護士が加わる
—— Naomi Aoyama

青山直美 弁護士・ニューヨーク州弁護士
91年東京大学法学部卒業。94年弁護士登録。99年シカゴ大学ロースクール修士号(LL.M.)取得。99年より15年までニューヨークオフィスにてM&A、合併案件等に従事。デビボイス・アンド・プリンプトン外国法共同事業法律事務所開設のため帰国。

企業にはコンプライアンスを達成しつつ、
事業活動が遂行されていくような体制を整えることが
求められる —— Mary Jo White



メアリー・ジョー・ホワイト ニューヨーク州弁護士(前SEC委員長)
13年4月から17年1月まで米国証券取引委員会委員長。93年から02年までニューヨーク南地区の米国検察官のトップ(U.S. Attorney for the Southern District of New York)として証券・金融関係の事件や93年の世界貿易センタービル爆破事件等の国際テロ事件を担当。76年にデビボイス・アンド・プリンプトンに入所後、検察での経験を経て83年より90年まで、02年から13年まで、および17年初めよりデビボイスのパートナー。

が一番大切でしょうか。
ホワイト 迅速かつ適切な対応が大切です。そのためには、やはり外部の専門家に相談することをお勧めします。
青山 デビボイス・アンド・プリンプトンでも危機管理対応グループを設けていますね。
ホワイト はい、危機管理対応グループは、欧米、アジアの各オフィスをまたぐチーム構成でクライアントの緊急時の対応にあたっています。弁護士としてその分野の経験が豊富な者ばかりでなく、私のように規制当局での職務経験のある者や元裁判官なども加わっており、①金融・証券、②国際贈賄等、③並行民事訴訟対応、④サイバー・情報漏えい、⑤人権・倫理問題等、⑥規制違反の改善を監視するモニター制度対応の六つのセクションがあります。これにより、各案件の内容的、地域的な多様性に応じて、それぞれに見合った知見のある弁護士で構成されるチームが適切かつ迅速に業務にあたるのが可能となっております。緊急性を要する危機管理案件には、特に役立つと思います。
ボルト それは日本の企業にもいろいろ

いな場面でも役立つサービスだと思っています。南米でトラブルに直面したり、欧州子会社がアフリカで人権問題に巻き込まれたりという事態が起こることも考えられますから。
キャントウェル そういうときに、法的な問題に対処し、金銭的、非金銭的な信用等も含め、どんな損害をも回避するために効果的なりーガルサービスを提供することができます。



日本企業について

青山 日本企業が陥ることの多い問題として具体的にはどのようなものがありますか。
ホワイト 米国法の適用のある日本

法務部・コンプライアンス部門は
法令の改正や当局の動向等に十分に注意を払い、
常に最新の情報を入手しておくことが必要
—— Helen V. Cantwell



ヘレン・キャントウェル ニューヨーク州弁護士
企業危機管理、内部調査、捜査・刑事手続対応、企業訴訟等が主な取扱分野。元米国検察官。ハーバード大学ロースクール卒業。